（前照灯等）

第二十九条　（略）

2～6　（略）

7　平成二十一年七月十日以前に製作された自動車については、協定規則第百二十三号改訂版補足第九改訂版の規則5・3・2・1・の規定は、適用しない。

8～10　（略）

11　平成二十一年十月二十三日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・2・中「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第98号補足第11改訂版」と、「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」を「協定規則第112号補足第10改訂版」と読み替えることができる。

12・13　（略）

14　平成二十二年八月十八日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・2・中「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第98号補足第12改訂版」と、「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」を「協定規則第112号補足第11改訂版」と読み替えることができる。

15　平成二十二年八月十八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第八項及び第百二十条第九項中「同規則改訂版補足第9改訂版」を「同規則補足第3改訂版」と、「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第123号補足第3改訂版」と、別添五十二4・23・2・中「同規則改訂版補足第9改訂版」を「同規則」と、別添五十五4・1・中「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第123号」と読み替えることができる。

16　平成二十七年十二月八日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車並びに国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・2・中「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第98号補足第13改訂版」と、「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」を「協定規則第112号補足第12改訂版」と読み替えることができる。

17　平成二十七年十二月八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第八項及び第百二十条第九項中「同規則改訂版補足第9改訂版」を「同規則補足第4改訂版」と、「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第123号補足第4改訂版」と、別添五十二4・23・2・中「同規則改訂版補足第9改訂版」を「同規則補足第4改訂版」と、別添五十五4・1・中「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第123号補足第4改訂版」と読み替えることができる。

18・19　（略）

（前照灯等）

第二十九条　（略）

2～6　（略）

7　平成二十一年七月十日以前に製作された自動車については、協定規則第百二十三号改訂版補足第八改訂版5・3・2・1・の規定は、適用しない。

8～10　（略）

11　平成二十一年十月二十三日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・2・中「協定規則第98号改訂版補足第8改訂版」を「協定規則第98号補足第11改訂版」と、「協定規則第112号改訂版補足第7改訂版」を「協定規則第112号補足第10改訂版」と読み替えることができる。

12・13　（略）

14　平成二十二年八月十八日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・2・中「協定規則第98号改訂版補足第8改訂版」を「協定規則第98号補足第12改訂版」と、「協定規則第112号改訂版補足第7改訂版」を「協定規則第112号補足第11改訂版」と読み替えることができる。

15　平成二十二年八月十八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第八項及び第百二十条第九項中「同規則改訂版補足第8改訂版」を「同規則補足第3改訂版」と、「協定規則第123号改訂版補足第8改訂版」を「協定規則第123号補足第3改訂版」と、別添五十二4・23・2・中「同規則改訂版補足第8改訂版」を「同規則」と、別添五十五4・1・中「協定規則第123号改訂版補足第8改訂版」を「協定規則第123号」と読み替えることができる。

16　平成二十七年十二月八日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車並びに国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・2・中「協定規則第98号改訂版補足第8改訂版」を「協定規則第98号補足第13改訂版」と、「協定規則第112号改訂版補足第7改訂版」を「協定規則第112号補足第12改訂版」と読み替えることができる。

17　平成二十七年十二月八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第八項及び第百二十条第九項中「同規則改訂版補足第8改訂版」を「同規則補足第4改訂版」と、「協定規則第123号改訂版補足第8改訂版」を「協定規則第123号補足第4改訂版」と、別添五十二4・23・2・中「同規則改訂版補足第8改訂版」を「同規則補足第4改訂版」と、別添五十五4・1・中「協定規則第123号改訂版補足第8改訂版」を「協定規則第123号補足第4改訂版」と読み替えることができる。

18・19　（略）